

# 経営改善計画書

[計画期間 平成29年度～平成33年度]

公益社団法人 木曾三川水源造成公社

# 目 次

I	はじめに	1
II	三川公社の現状	
1	三川公社の概要	2
2	分収林事業の現状	5
III	前期経営改善計画の評価	
1	経営対策	9
2	森林管理対策	14
3	木材生産対策	19
4	今後の課題	25
IV	課題解決に向けた取組	
1	経営対策	27
2	森林管理対策	30
3	木材生産対策	32
V	進捗管理	36

## I はじめに

平成 23 年 3 月に岐阜県が設置した「岐阜県森林整備法人経営改善検討会」から提出された「岐阜県森林整備法人の今後の経営対策及び森林整備のあり方に関する提言書」（以下、「提言書」という。）を受け、岐阜県森林公社（以下、「森林公社」という。）及び、木曾三川水源造成公社（以下、「三川公社」という。）として、主に分収造林事業に関する取組内容をまとめた「経営改善計画書」（以下、「計画書」という。）を平成 24 年 3 月に作成し、以降、経営改善の取組を進めてきました。

三川公社では、この 5 年間に於いて、計画書に取組事項として記載した 41 項目については、全て実施又は着手してきたところですが、主伐が本格化するまでの間の事業運営は借入金に頼らざるを得ないことから、借入金を少しでも抑制するための取組も継続していく必要があります。

よって、今後更に取り組むべき経営改善の内容について、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間に於ける新たな計画書を策定し、経営改善に取り組んでいくこととします。

## II 三川公社の現状

### 1 三川公社の概要

#### (1) 設立年月日及び沿革

昭和44年	1月23日	社団法人木曾三川水源造成公社として設立
平成5年	9月2日	森林整備法人として認可
平成25年	4月1日	公益社団法人へ移行

(2)所在地 美濃市生櫛 1612番地2 岐阜県中濃総合庁舎内

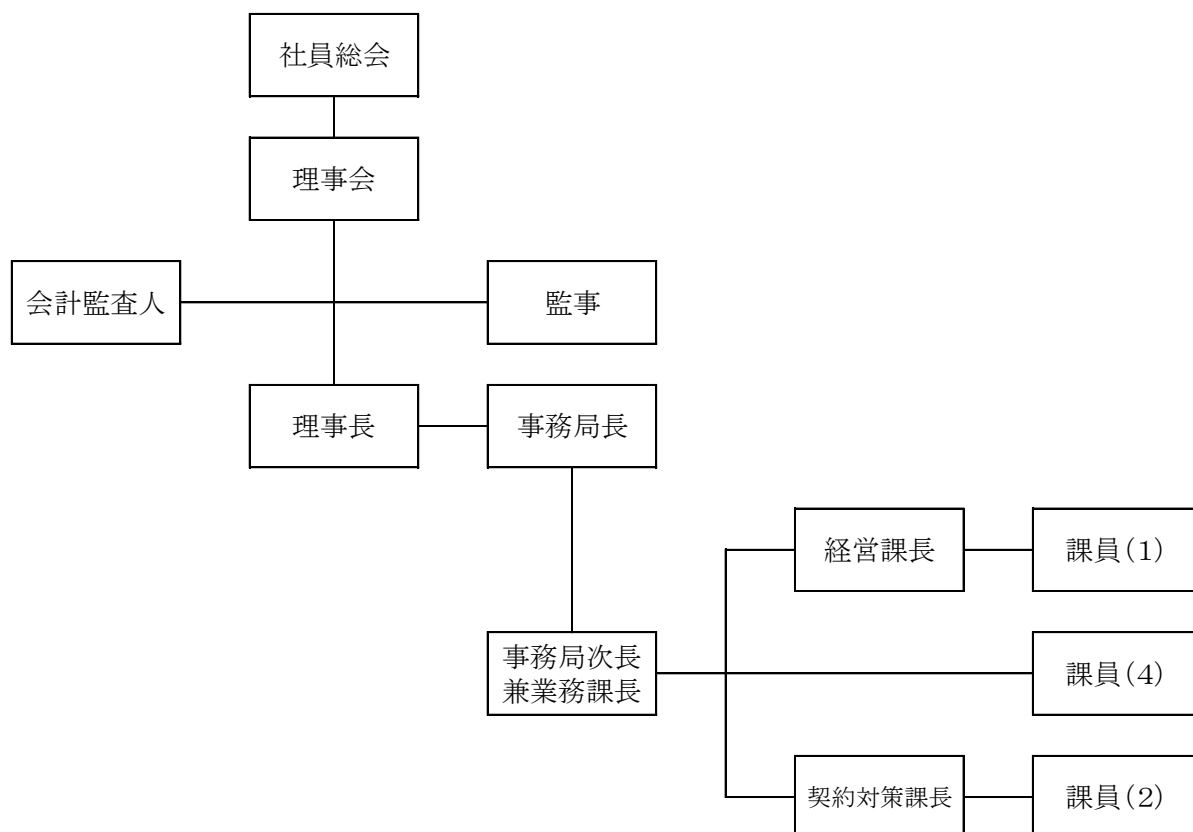
(3)社員 24 岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、  
岐阜県内市町村(9)、岐阜県内森林組合(11)

(4)出資金 854万円  
岐阜県(46.9%)、愛知県(23.4%)、三重県(11.7%)、名古屋市(11.7%)、  
市町村(3.0%)、森林組合(3.3%)

#### (5)設立目的

木曾三川上流の水源地域における森林整備を推進し、水源のかん養、災害防止、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図り、産業経済の発展とともに住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。

#### (6)組織図



(7)事業内容

共同水源林造成事業 公益森林管理事業

(8)分収造林面積 10,028ha

(9)公益的機能評価 (H13 日本学術会議答申を参考に算出)

298億円/年

地球環境保全機能	6億円
土砂災害防止機能	156億円
水源かん養機能	127億円
保健レクリエーション機能	9億円

(10)長期債務残高 (H29年3月末)

288億円

日本政策金融公庫	49億円
社員借入金	171億円
市中銀行借入金	12億円
未払利息(※)	56億円

(※)未払利息=社員借入金未払利息

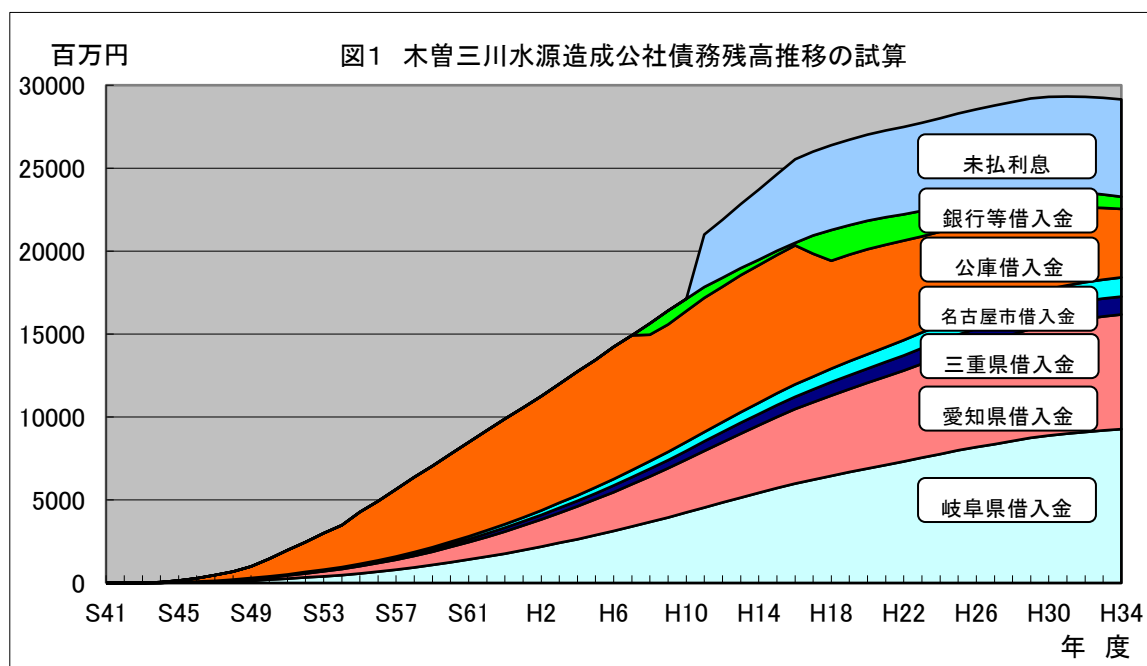
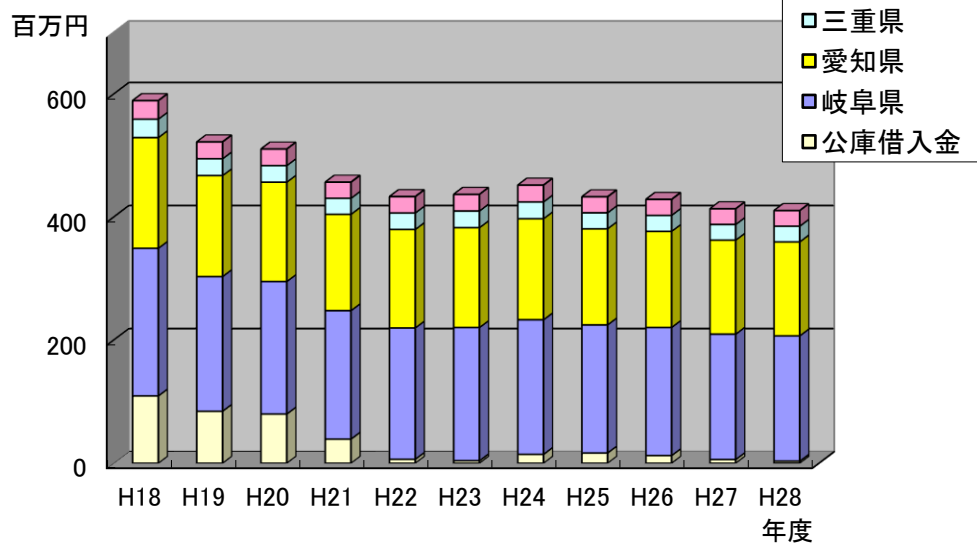


図2 年度別長期借入金内訳(木曾三川水源造成公社)



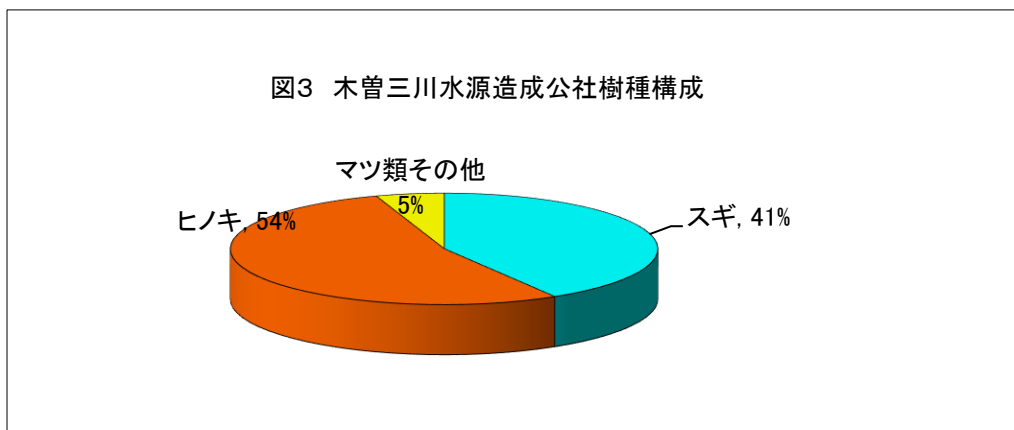
## 2 分収林事業の現状

### (1) 分収林事業の資源状況

#### ア 樹種別面積割合

植栽樹種別の面積割合は、スギ 41%、ヒノキ 54%、その他 5%となっています。

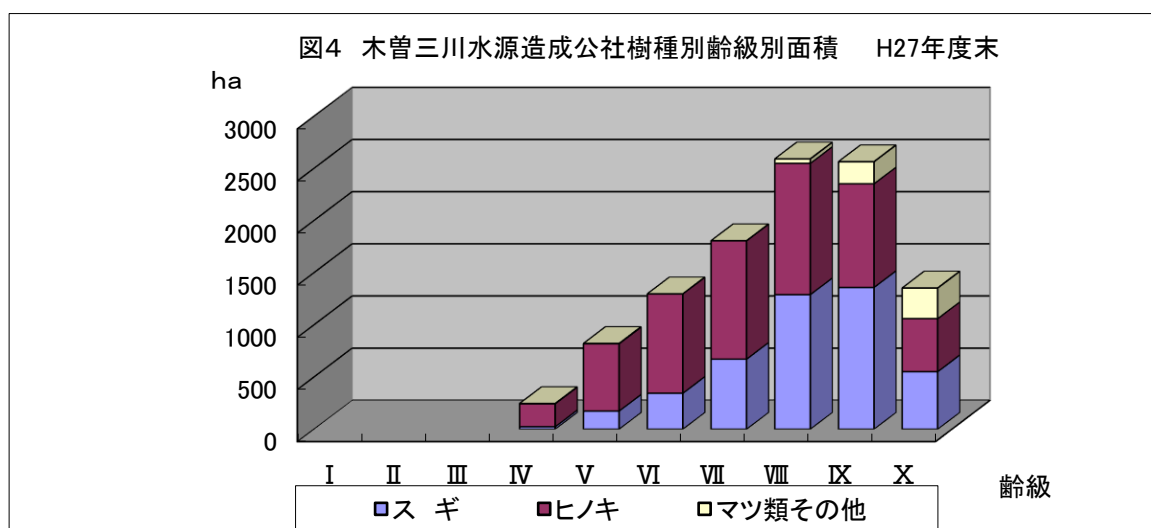
【図3参照】



#### イ 齢級別面積

齢級<sup>\*1</sup>別では分収林の約9割が、4齢級（16～20年生）から10齢級（46～50年生）であり、分収林の全てが今後も間伐を主とした保育事業を実施していく必要がある育成途上の森林です。【図4参照】

その一方で今後、齢級が高まるにつれ木材供給能力は高まっていくため、間伐材の販売に向けた生産の効率化の取り組みが必要です。



\*1 1 齢級：林齢を5年ごとに括ったもの。1年生から5年生までを1齢級と表示する。なお、林齢とは植林した初年度を1年生とし、以後の経過した年数をいう。

ウ 圏域別面積

西濃地域が43%の4,600ha、次いで飛騨地域が35%の3,700haで、この2地域で78%を占めています。【図5、図6参照】

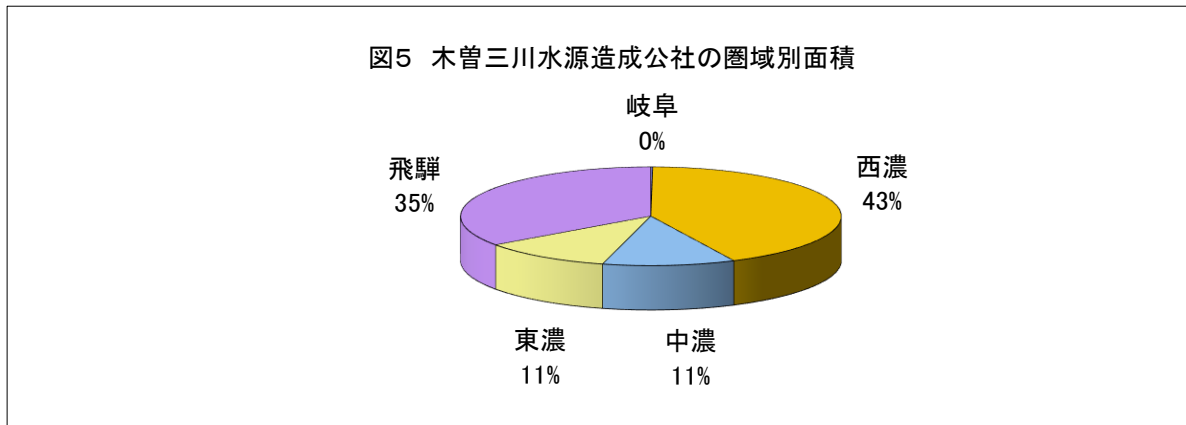
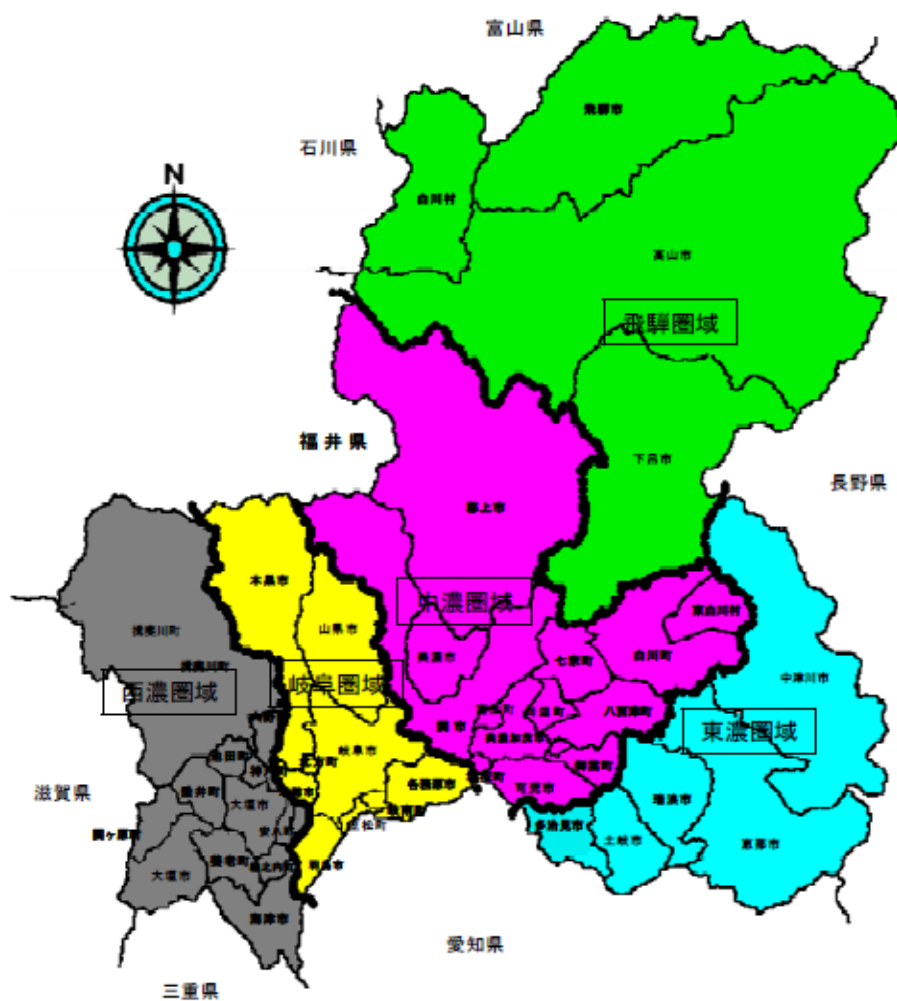


図6 岐阜県圏域図



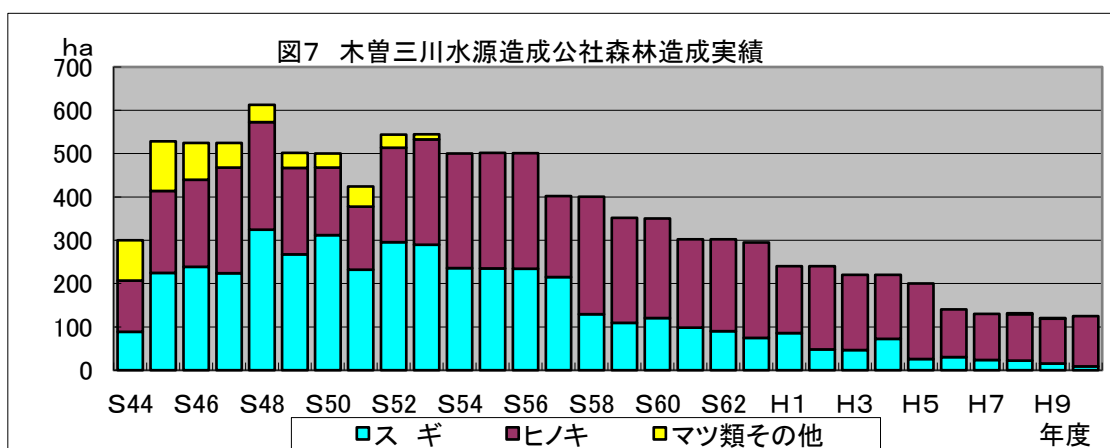


(2) 事業実績

ア 森林造成事業

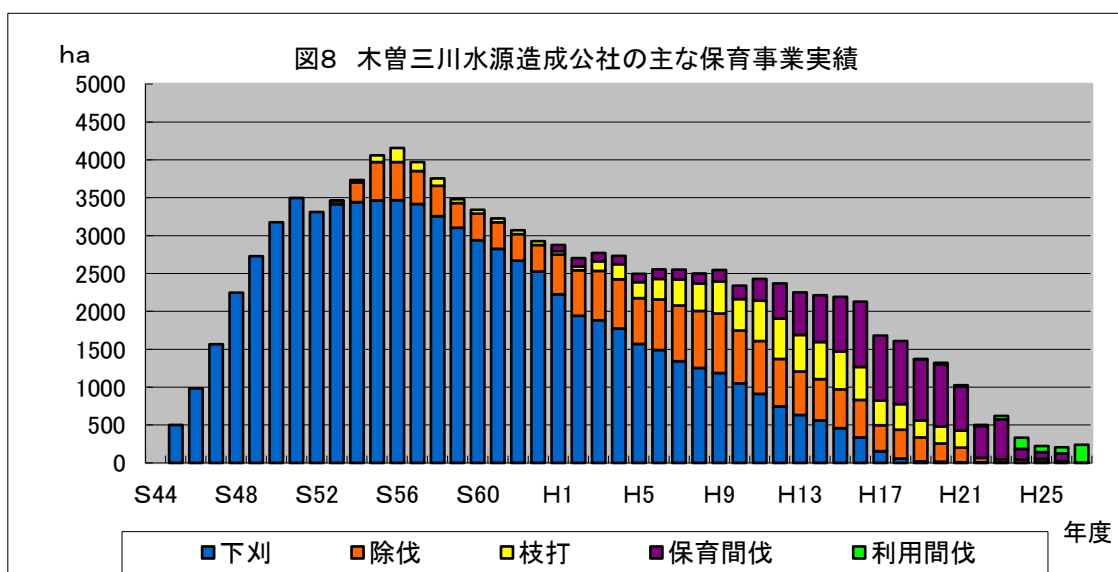
三川公社は、岐阜県下9市町村で、昭和44年度から平成10年度までに、10,681haの森林を造成しました。

事業は、10年を1期とする「分収林計画」に基づき実施し、中でも新植は昭和44年度から昭和63年度にかけて、毎年300～500haを実施してきました。平成24年度からは保育間伐事業のほか、利用間伐事業及び作業道開設を中心に計画的に行っているところです。なお、新規の分収造林契約については、平成10年度以降休止しています。【図7参照】



イ 保育事業

三川公社設立以降約20年間、毎年300～500haの新植を実施したことにより、その後の下刈、除伐等の保育事業量が増加しました。しかし、年齢が高まるにつれ、これらの保育事業に替わり保育間伐や利用間伐が増えていますが、事業量全体としては減少傾向にあります。【図8参照】



### ウ 分収造林事業費

設立後の20年間は、造林面積の増加とそれに伴う保育事業の増加により、事業費は年々増加してきました。しかし、年齢が高まるにつれ下刈・除伐から間伐へと保育の形態が代わり、平成9年度の約10億円をピークに事業費は減少しています。また、平成20年度以降は、枝打ちの休止、除伐事業の実施時期の見直しにより事業費は更に減少しています。【図9参照】

一方、主伐までの間に収益が期待できる利用間伐については、有利な補助制度を活用して取り組んでいます。未だ育成途上の森林が多く、効率的な生産を可能にする作業道の未整備な箇所も多くあり、大きな収益には結びついていないのが現状です。【表1参照】

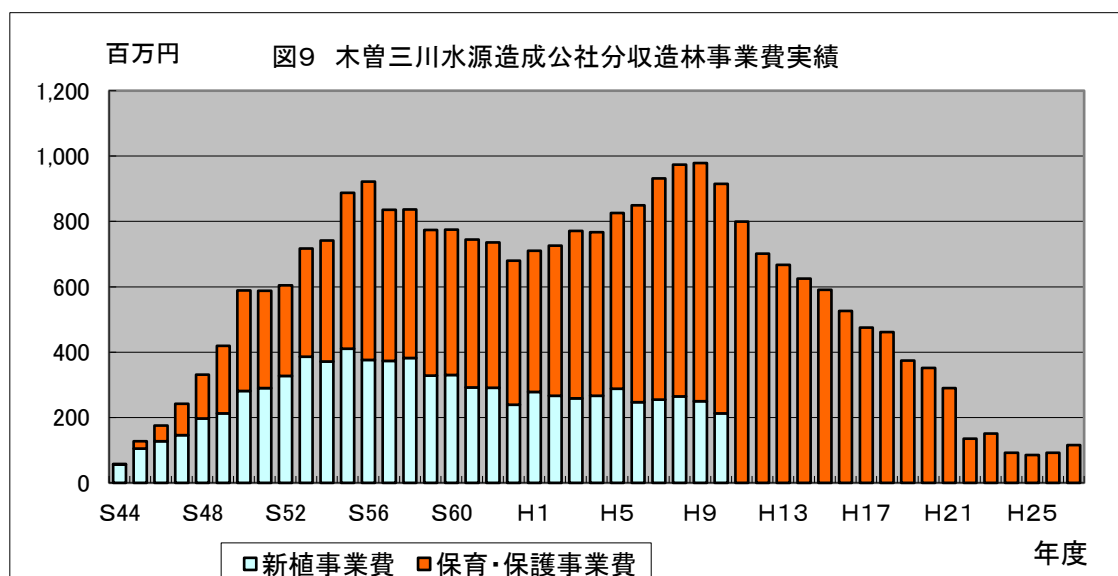


表1 木曾三川水源造成公社最近5カ年の利用間伐実績

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
販売材積	3,158m <sup>3</sup>	2,778m <sup>3</sup>	2,489m <sup>3</sup>	5,345m <sup>3</sup>	6,266m <sup>3</sup>
収益	13,923千円	10,675千円	4,176千円	7,442千円	14,524千円

### III 前期経営改善計画の評価

#### 1 経営対策

##### (1) 組織の見直し

###### ア 公益社団法人への移行

平成 25 年 4 月 1 日に公益社団法人へ移行しました。

###### イ 両公社の類以業務の管理統合

平成 24 年度に森林公社と三川公社（以下、「両公社」という。）の経営課を統合し、1 人の担当者が両方の事務を取り扱うようにしましたが、両公社は、資金の借入先や借入条件、分収金の算出方法等が異なることから、事務に混乱が生じ、逆に事務の効率が悪化しました。

この結果、経営課を統合しても事務の効率化や人件費の削減につながらないことが確認でき、平成 25 年度以降は改めて、両公社に管理部門を設けることとしました。

なお、両公社が実施している分収割合の変更事務や利用間伐事業を中心とした森林整備業務については、共通する内容も多いことから、今後も両公社が連携して取り組む必要があります。

###### ウ 組織の見直しと職員の適正配置

平成 27 年度より分収割合の変更契約業務を重点的かつ効率的に取り組むため、契約対策課に 3 人を配置し、うち岐阜県から 2 人の職員の派遣を受けています。

また、プロパー職員を退職者不補充により 6 名から 3 名とし、関市職員 O B の 1 名と三川公社職員 O B の 2 名を再任用しました。

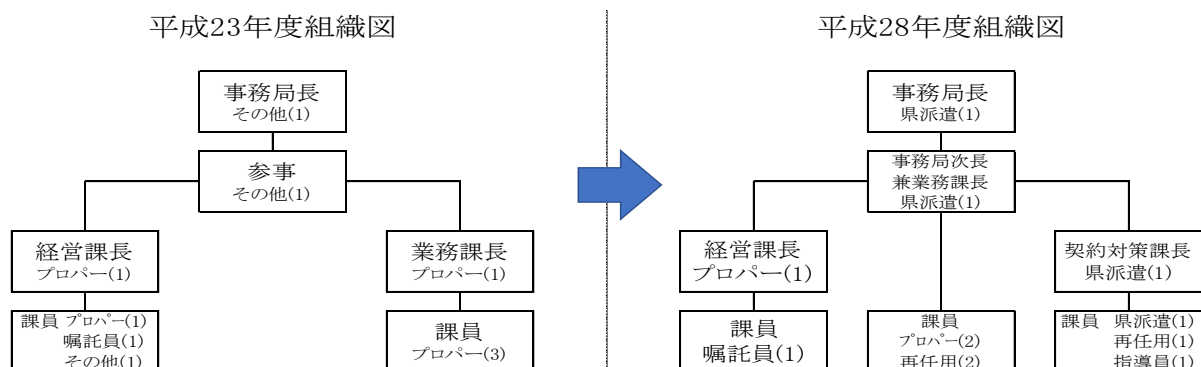
今後は、利用間伐事業量の増加に伴い業務量が増える一方、定年退職を迎える職員もいることから、業務のアウトソーシング等の検討が必要です。

##### ○業務内容に即した組織再編により職員の削減

(単位：人)

区 分	プロパー	県派遣	再任用	指導員	嘱託員	その他	計
H23	6	0	0	0	1	3	10
H28	3	4	3	1	1	0	12
増 減	△3	4	3	1	0	△3	2

(県派遣職員 4 名のうち 2 名は森林公社と兼務職員)



エ 木材生産業務拡大への対応

木材生産業務の拡大に対応するため、施業プランナーを1人の育成目標に対して1人育成しました。これにより、森林経営計画の策定と施業の効率的な実施による木材販売ができるようになりました。

引き続き木材生産業務の拡大に備え、木材の生産販売等に関する知識及び技術を有する職員の育成に取り組む必要があります。

(2)管理費・事業費の縮減

ア 常勤役員及び管理職の兼務

理事長を森林公社との兼務とし、専務理事や参事を廃止としました。

これら常勤役員及び管理職の見直しと、先述のプロパー職員の退職不補充（再雇用対応）、岐阜県職員の派遣により人件費を21百万円縮減しました。

○人件費の比較（平成28年度） (単位：千円)

区 分	人件費
県職員派遣等を実施しない場合	64,661
実績	43,504
増 減	△21,157

イ 管理部門の統合

平成24年度に実施した美濃市への事務所移転に合わせ、森林公社との事務機器の共有、事務室借り上げの一括契約等を行い、事務経費を3百万円縮減しました。

○事務機器の台数の比較 (単位：台)

区 分	プリンタ	複合機	コピー機	ファックス
H23	2	0	1	1
H28	0	0.3	0	0
増 減	△2	0.3	△1	△1

複合機の台数については、森林公社と共有している複合機（1台）の利用料の負担割合から算出し、0.3台と表記した。

○事務経費の比較 (単位：千円)

区 分	事務経費
H23	10,154
H28	7,184
増 減	△2,970

#### ウ 契約における競争原理の導入

事業費の縮減等を図るため、平成 25 年度から公社有林のすべての事業に競争原理を導入し、競争入札等を実施（4 件）しました。

また、分収契約地については、分収造林契約により造林者が事業を実施することとなっており、競争原理の導入は困難です。そこで、平成 28 年度から造林者への事業委託契約額については、積算金額に森林公社の落札比率を乗じ、事業費の縮減を試みています。

引き続き、公社有林の事業については競争原理を導入し、分収契約地については、積算金額に森林公社の落札比率を乗じる仕組みを本格的に導入するなど、事業費の縮減を図る必要があります。

#### (3) 国・県・公庫による支援策の積極的な活用

美しい森林共同整備岐阜県協議会から受託して実施する分収林契約適正化事業<sup>\*2</sup>（国補助事業）を活用して、長伐期施業への契約変更事務（1,257 件）及び契約適正化対象森林選定活動により分収造林地を調査（434ha）し、事務経費の軽減（17 百万円）を図りました。（平成 24 年度～28 年度累計額）

平成 26 年度から清流の国ぎふ森林・環境基金事業の 100%補助金を活用し、447ha の保育間伐等を実施する等により、負担の軽減（97 百万円）を図りました。（平成 26 年度～28 年度累計額）

平成 25 年度には森林病虫獣害対策加速化事業の 100%補助金を活用し、23ha の獣害防除を実施し、負担の軽減（1 百万円）を図りました。

日本政策金融公庫<sup>\*3</sup>の森林整備活性化資金（借入金の 3/5 無利子、2/5 の有利子分は岐阜県の利子助成）を活用し、利息の軽減（3 百万円）を図りました。（平成 24 年度～28 年度累計額）

以上のほか、森林整備事業の実施にあたっては、国の造林補助事業を活用してきたところです。しかし、国からの造林補助金配分が減額となると三川公社の利用間伐事業量を減じざるを得なくなり、計画的な事業の実施が困難となることから、今後も全国森林整備協会等を通じ、国に対し造林補助金の予算確保について働きかけていく必要があります。また、岐阜県に対しても利用間伐等計画量の増加に対応した造林補助金の優先的配分を、要望する必要があります。

#### (4) 分収割合<sup>\*4</sup>の見直し

##### ア 分収割合の変更に関する手法や基準の検討

分収割合の見直しについて、木材価格の低下を踏まえ経営の健全化を図るため、平成 26 年度に分収割合の変更に関する手法や基準を検討した結果、すべての契約について、公社の割合を 80%へ変更することを決定しました。平成 27 年度から土地所有者への説明を開始し、契約地の約 74%（平成 29 年 3 月末時点）に当たる所有

---

\*2 分収林契約適正化事業：国補助事業で、長伐期施業への契約変更事務及び契約適正化対象森林選定活動により分収造林地の調査をおこなう事業。

\*3 日本政策金融公庫：法に基づいて設立された特殊会社で、公共性の高い政策金融を担う組織。

\*4 分収割合：分収造林契約で定めた伐採収益の配分率。

者から同意書を取得し、順次変更契約を実施しています。

しかし、土地所有者からの反対等の理由により、この2年間だけではすべての契約地において契約変更することはできませんでした。

今後も経営の健全化を図るため、すべての契約について分収割合の変更ができるよう土地所有者へ粘り強く理解を求めていく必要があります。

#### イ 分収交付金の算出方法の検討

これまでは利用間伐による収入から伐採搬出経費、市場等への運賃、市場手数料等を費用として差し引いた後の収益を分収割合により配分し、調査費、作業路の開設経費、補修費は費用として計上しておりませんでした。そこで、作業道の開設経費及び補修費を費用計上する基準を策定した上で、平成27年度から適用し、さらに平成28年度から調査費等に関する費用計上の基準を策定し、負担の軽減（12百万円）を図りました。

公社の負担を軽減するため、作業道の開設経費及び補修経費、調査費等の費用を分収交付金から控除する取組みを今後も引き続き実施していく必要があります。

#### 分収交付金の算出方法

(分収交付金)

$$= ( ( \text{木材販売収入} + \text{補助金収入} ) - ( \text{事業費} ) - ( \text{作業道開設} \cdot \text{補修費} ) - ( \text{調査費} ) ) \\ \times \text{分収割合}$$

### (5) 経営状況の実態把握と情報の開示

#### ア 林業公社会計基準の適用

林業公社会計基準を平成23年度決算から適用し、財務状況や資産管理の情報開示を実施し財務状況の透明性を確保しました。

#### イ 中期的な財務動向の把握

長期収支試算と併せて、今後10年間の収支計算書を作成し、中期的な見通しを把握しました。

今後も長期収支試算の見直しに併せて、今後5年間の収支計算書を作成し、中期的な見通しの把握に努める必要があります。

#### ウ 契約地ごとの長期収支見込みの把握

施業地カルテ<sup>\*5</sup>に基づき長期収支を作成し、将来を見据えた森林管理や経営状況の把握に活用しました。

しかし、すべての契約地の現地調査は時間と経費がかかることから、空中写真など既存資料をもとに施業地カルテを作成したため、森林の現況等を正確に反映できておりません。

今後は、利用間伐事業など森林整備事業の実施で得られた現地情報を反映させ、

<sup>\*5</sup> 施業地カルテ：契約地ごとの森林現況情報、施業情報、木材生産情報、収支試算情報などをまとめた資料。

精度の向上を図る必要があります。

(6) 長期収支見込みの算出及び公表

平成 26 年度に分収造林事業の見通しに大きく影響する変動因子の変動幅を考慮した長期収支の試算を行い、試算結果をホームページで公表し、三川公社の経営状況の実態について情報の開示を行いました。

しかし、木材価格や金利に加え、造材歩留まり等の変動は長期的な収支の見込みを大きく変動させる要因となります。今後、こうした変動要因が大きく変化した場合には、長期収支の試算の見直しが必要となります。

## 2 森林管理対策

### (1) 森林の生育状況に応じた森林整備区分の見直し

#### ア 森林整備区分の見直し等

これまで造林木の生育状況は流域単位で把握していましたが、分収造林地を適切に管理するため、造林地の立地条件及び、造林木の生育状況に応じた森林整備区分を設け、分収造林地全体の管理を行うこととしました。

具体的には、多面的機能を維持し、木材生産機能を重視する森林を「循環利用林」、多面的機能を高度に発揮し、木材生産機能を維持する森林を「環境保全林」、公益的機能を維持する森林を「自然誘導林」とし、それぞれの区分に応じた整備方針に従い、無駄のない事業の実施と適切な維持管理を行っています。

森林整備区分の状況としては、循環利用林A、循環利用林Bを合わせて98%と、契約地の多くを循環利用林が占めています。

#### ○森林整備区分ごとの整備目標と整備方針

区 分		整備目標	整備方針
循環利 用林	A	多面的機能を維持し、木材生産機能を重視する森林	利用間伐、択伐又は部分皆伐を行い、積極的に木材生産を行う。
	B		循環利用林Aでは枝打ちを行う。
環境保全林		多面的機能を高度に発揮し、木材生産機能を維持する森林	人工林整理伐を行い広葉樹に移行を図る。
自然誘導林		公益的機能を維持する森林	分収造林契約上の木材生産は行わず、自然の植生を活かした森林へ移行する。
解除予定林		—	契約更改に合わせて、管理除外地を明確化し、要請があれば解除を行う。

#### ○森林整備区分の状況

区 分	契約地		割 合		
	契約箇所	契約面積	契約箇所	契約面積	
循環利 用林	A	75 件	1,294ha	12%	12%
	B	528 件	9,103ha	85%	86%
環境保全林		17 件	223ha	3%	2%
自然誘導林		2 件	2ha	0%	0%
計		622 件	10,622ha	100%	100%

※ 契約面積は社有林を含み、除地を除く植栽面積で表示

※ 契約団地ごととしている

#### イ 各契約地ごとの森林整備区分と整備目標、整備方針

主伐時の生産を視野に、優先的に循環利用林において森林整備等を実施しました。

また、森林整備の実施にあたっては、画一的な施業基準にとらわれることなく、林況や造林補助金の配分状況を踏まえ、施業基準の柔軟な適用に努めました。

今後も森林整備区分ごとに定められた整備方針に基づき、無駄のない事業の実施



と適切な維持管理を行っていく必要があります。

○森林整備区分毎の森林施業実施の状況（H25～）

（単位：ha、m）

区分	循環利用林				環境保全林	自然誘導林
	H25	H26	H27	H28		
下刈り	2	—	—	—	—	—
枝打	40	25	—	—	—	—
除伐	I	14	—	—	—	—
	II	87	—	—	—	—
保育間伐	—	84	2	—	—	—
利用間伐	79	80	237	228	—	—
作業道開設	9,159	11,837	5,807	2,768	—	—

ウ 採算性の見込めない森林の取扱い

自然誘導林については、現在の植生を活かす方向で管理を行いました。

引き続き、土地所有者の理解を得ながら現在の植生を活かす方向で管理を行う必要があります。

なお、投下資本の回収が不可能となるため、当該箇所にかかる債務返済について、公的支援制度の創設を全国森林整備協会等を通じ国に要請していく必要があります。

エ 解除予定林の取扱い

契約更改に合わせて管理除外地\*<sup>6</sup>を明確化し、書面を取り交わして管理する等、将来的な契約者との間でのトラブル発生防止対策を実施しています。

なお、この5年間では契約の解除はありませんでしたが、今後も土地所有者の要請に応じて対応していく必要があります。

(2) 契約地ごとの森林の情報管理

ア 森林情報の管理と充実

既存の森林管理情報の維持とともに将来の効率的な木材生産に向けての情報（1ha当たりの幹材積\*<sup>7</sup>、造材歩留まり、林内路網密度\*<sup>8</sup>、予想される主伐時の搬出方法、最寄りの市場や製材工場等販売先）を新たに収集整備し、情報の充実に努めました。

イ 森林管理情報の活用と更新

全ての契約地において施業地カルテを作成し、利用間伐等の事業実施箇所選定や事業設計などに活用できるようにしました。

また、県下各地に点在する契約地には、契約地情報や造林実績情報、保育実績情

\*<sup>6</sup> 管理除外地：分取造林契約区域のうち、契約時から植栽を行なわなかった区域や、植栽を行なったものの植栽木の活着がみられなかった区域。

\*<sup>7</sup> 幹材積：枝条、根株を除く幹の材積。

\*<sup>8</sup> 林内路網密度：m/ha で表され、収穫対象面積 1ha 当たりの路網延長。

報など契約地ごとに多様なデータ（森林管理情報）があります。これまでは別々に台帳管理されていたこれらの森林情報を一元的に管理することのできる森林管理システムを構築し、契約地及び分収林を長期間、適切かつ効率的に管理することができるようになりました。これまで管理してきた森林管理情報は、その大半が事業の実績に関する情報ですが、将来の効率的な木材生産を視野に入れ、そのために必要となる契約地ごとの情報（1ha 当たりの幹材積、造材歩留まり、林内路網密度、予想される主伐時の搬出方法、最寄りの市場や製材工場等販売先）の整備も行ないました。

しかし、すべての契約地の現地調査は時間と経費がかかることから、空中写真など既存資料をもとに施業地カルテを作成したため、森林の現況等を正確に反映できておりません。今後は、利用間伐事業など森林整備事業の実施で得られた現地情報を反映させ、精度の向上を図る必要があります。（再掲）

#### ウ 経営情報と森林管理情報との連携

県内主要市場の木材価格動向及び需要状況の調査を実施し、これらの情報を木材の生産や販売などの経営判断に活用するようにしました。

今後も調査で得られた県内主要市場の木材価格等を森林管理システムに登録し、木材の生産販売などの経営判断に活用していく必要があります。

### （3）長伐期施業管理体制の確立

#### ア 長伐期・非皆伐施業への誘導と管理

平成 16 年度からすべての分収造林地を長伐期・非皆伐施業による管理方法に転換し、針広混交林を目標林型として森林の管理を実施しているところです。そのために必要となる後継広葉樹の更新・育成や、残存木の伐採方法などの技術的な課題に対し、岐阜県森林研究所の成果発表会などに参加して、知見の収集に努めました。得られた知見としては、列状間伐や間伐率など間伐方法による広葉樹の侵入や、広葉樹母樹からの種子飛来による更新の状況がわかりました。

しかし、森林の育成には長期間かかることから、この 5 年間では後継広葉樹の更新・育成の施業方法の確立には至らず、引き続き知見の収集に努める必要があります。

#### イ 長伐期施業\*<sup>9</sup>への契約更改の計画的な実施

長伐期施業への契約更改を進め、契約地の 77%（平成 29 年 3 月末現在）について契約変更を行いました。

一方、未更改の所有者からは、植栽してから年数が経っておらず主伐時期がきた時の木材価格の状況により契約更改するか否か決定したい等の意見があり、すべての方に理解していただけませんでした。

今後も引き続き契約更改を進め、特に契約期間が満了に近い契約地を優先して手続きを進める必要があります。

\*<sup>9</sup> 長伐期施業：伐期齢が長い施業をいう。標準伐期齢の約 2 倍（＝100 年）を伐期齢の目安として施業を実施している。

○平成29年3月末 長伐期契約変更進捗状況

全契約 件数	更改済		H28 更改分	未更改	未更改内訳				
	件数	率(%)			手続中	未相続	未回答	反対	不明
1,662	1,278	77	103	384	140	28	136	26	54

ウ 契約者への説明報告

広報誌「森の息吹」を年1回発行し、契約者に分収造林事業の取り組み等を紹介するとともに契約期間の延長及び分収割合変更をお願いしております。

なお、この広報誌はホームページにも掲載しています。

エ 長伐期への契約更改が困難な森林への対応

不明者により全員の同意が得られない共有林について、契約更改が困難な状況となっています。こうした状況について、国に法的整備を働きかけた結果、分収林契約の変更における特例制度が創設（分収林特措法）され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。この特例制度は、不明者がいる場合においても、公告の結果1/10を超える異議がないことをもって、全員の同意がなくても変更できるものであり、今後はこの制度の活用を視野に入れ、契約更改を進める必要があります。

(4) 公社事業の県市民へのPR

ア ホームページの拡充・更新

平成25年度にホームページをリニューアルし、三川公社の目的、役割、事業などについて、分かりやすい情報の発信に努めました。

イ イベントへの出展によるPR

三川公社の目的、役割、事業などについて、県市民の理解を得るため、三川公社主催による「水源林見学会」の実施、岐阜県が開催する「森と木とのふれあいフェア」への出展のほか、名古屋市主催のイベントに参加するなどしてPRに努めました。

イベントの参加者からは、水源地域の間伐の必要性が理解できた等の意見があり、水源林整備の理解が得られたものと考えています。

今後もイベント等の実施、出展を通して普及啓発を行う必要があります。

○イベント実施及び出展状況

イベント名及び開催場所	内 容	参加者	実施日及び出展日
水源林見学会 郡上市 内ヶ谷 公社有林	自然観察会 間伐体験	53名	平成24年8月4日(土)
		46名	平成25年8月3日(土)
		57名	平成26年8月2日(土)
		51名	平成27年8月1日(土)
水源林見学会 中津川市 茄子川 分収造林地	森の健康診断 間伐体験	31名	平成28年8月6日(土)
森と木とのふれあいフェア 岐阜市 県庁前芝生広場	丸太切り体験 パネル展示	600名	平成24年10月27日(土)
		400名	平成24年10月28日(日)
		600名	平成26年10月25日(土)
		600名	平成26年10月26日(日)
		700名	平成27年10月24日(土)
		600名	平成27年10月25日(日)
森と木とのふれあいフェア 揖斐川町 谷汲緑地公園		50名	平成28年10月9日(日)
なごや水フェスタ 名古屋市 鍋屋上野浄水場	丸太切り体験 パネル展示	500名	平成24年6月3日(日)
		600名	平成25年6月2日(日)
		400名	平成26年6月2日(日)
		400名	平成27年6月7日(日)
		200名	平成28年6月5日(日)
木曾三川水源林保全体験 揖斐川町 東杉原分収造林地	間伐体験	30名	平成24年8月23日(木)
		36名	平成25年8月22日(木)
		32名	平成26年8月22日(金)
		36名	平成27年8月21日(金)
		36名	平成28年8月19日(金)
木曾三川流域連携イベント 名古屋市 エコ市鳴海配水場	丸太切り体験 パネル展示	100名	平成24年11月17日(土)
		400名	平成25年11月16日(土)
		300名	平成26年11月15日(土)
		100名	平成27年11月14日(土)

### 3 木材生産対策

#### (1) 計画的な木材生産に必要な体制の整備等

##### ア 現況の把握

計画的な木材生産を推進するため、施業地カルテを作成し林道からの距離等について現状把握をすすめ、利用間伐事業の計画に活用しました。

しかし、すべての契約地の現地調査は時間と経費がかかることから、空中写真など既存資料をもとに施業地カルテを作成したため、森林の現況等を正確に反映できておりません。今後は、利用間伐事業など森林整備事業の実施で得られた現地情報を反映させ、精度の向上を図る必要があります。(再掲)

##### イ 路網整備の推進

木材生産に必要な作業道を 338,433m (平成 28 年度末累計) 開設し、木材生産に必要な基盤整備を進め、利用間伐を進めました。

しかし、現状の路網密度 (平成 28 年度末 23m/ha) は、目標 (52m/ha) には未だ達していないことから、今後も計画的に路網整備を進めていく必要があります。

##### ○作業道整備の状況

(単位：路線、m)

区 分	H23 年度末 (累計)	H24	H25	H26	H27	H28	H28 年度末 (累計)
路線数		8	16	18	9	7	
延 長	303,954	4,908	9,159	11,837	5,807	2,768	338,433
内 訳	車道						
	機械道		4,908	9,159	11,837	5,807	2,768

##### ウ 計画的な木材生産

人材育成、施業の集約化推進、作業道開設など、木材生産体制を整備し、平成 24 年度から平成 28 年度までに利用間伐を 771 h a 実施し、20,036 m<sup>3</sup>の木材生産を行いました。

木材生産量は平成 23 年度の 1,878 m<sup>3</sup>から、平成 28 年度の 6,266 m<sup>3</sup>と約 3.3 倍、木材販売額も同様に 19,923 千円から 54,473 千円と約 4.5 倍とこの 5 年間で大幅に増加しました。

また、三川公社収益の拡大のため、従来は林地に捨てられていた未利用材の活用にも取り組み、C、D材\*<sup>10</sup>の販売量は増加しました。

平成 28 年度は利用間伐に関する国の補助制度に変更があり、従来の直接支援事業 (公共事業) に新たに生産性強化搬出間伐事業・原木安定供給推進事業 (非公共事業) が加わりました。非公共事業の場合は ha あたりの搬出材積が 20~30 m<sup>3</sup>以上になると実質補助率が下がるため、搬出材積に応じ、より有利な補助制度を活用して経費の軽減に努めました。

木材の需要先と木材販売の協定を締結するとともに、造林者が販売先に応じた有

\*<sup>10</sup> C、D材：C材は柱や垂木、杭などに使用できない細い丸太。D材は枝、端材をいう。

利な採材方法の指導・助言を岐阜県森林組合連合会等から受け、計画的な木材生産に努めました。

また、計画的な木材生産を行うため、すべての契約地を対象とした森林経営計画（属人計画\*<sup>11</sup>）を作成しました。

○利用間伐実施面積、販売材積(H23～28) (単位：ha、m<sup>3</sup>、千円)

区 分	利用間伐面積	販売材積	販売額
H23	51	1,878	19,923
H24	107	3,158	27,407
H25	119	2,778	28,880
H26	89	2,489	23,801
H27	228	5,345	42,464
H28	228	6,266	54,473

この利用間伐事業の実施にあたっては、国の造林補助事業の活用が不可欠となっています。しかし、国からの造林補助金配分が減額となると三川公社の利用間伐事業量を減じざるを得なくなり、計画的な木材生産が困難となることから、今後も全国森林整備協会等を通じ、国に対し造林補助金の予算確保について働きかけていく必要があります。（再掲）

#### エ 人材の育成

木材の生産システムに精通し、森林を適正に経営・管理できる人材の育成のため、三川公社職員を施業プランナー研修に受講させ、岐阜県森林経営プランナーに1名登録しました。これにより、森林経営計画の策定と施業の効率的な実施による木材販売ができるようになりました。

引き続き木材生産業務の拡大に備え、木材の生産販売等に関する知識及び技術を有する職員の育成に取り組む必要があります。（再掲）

#### オ 木材需要情報の収集

岐阜県森林組合連合会（以下、「県森連」という。）の岐阜、東濃、飛騨の3共販所の原木市場情報を収集し、利用間伐の実施にあたり採材・搬出先等の検討に活用しました。

しかし、これまでは各地区担当職員が主に地域内の原木市場や製材工場等の情報をもとに搬出先を検討していたため、木材販売ルートの拡大や販売エリアの拡大に繋がらないことがありました。

今後は、県下全域にわたる原木市場情報や製材工場等の木材需要情報等を一元的に取り扱う責任者を配置して、地区ごとに需給調整している現状を改善する必要があります。

\*<sup>11</sup> 属人計画：森林法第11条に規定される森林経営計画の種類の一つで、自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすることが認定要件となっている。

カ 森林組合、民間事業体の活用

三川公社単独では森林経営計画が樹立できない分収林については、周辺の民有林と共同の森林経営計画（林班計画\*<sup>12</sup>）を樹立し、利用間伐事業を実施しました。

○森林経営計画(林班計画)の作成状況

区 分		団地数	契約箇所数	面積 (ha)
H24	単独	17	35	1,281
	共同	8	16	240
H25	単独	3	6	112
	共同	7	14	144
H26	単独	5	7	289
	共同	8	18	195
H27	単独	1	1	48
	共同	4	3	103
H28	単独	1	1	186
	共同	2	2	38
計	単独	27	50	1,916
	共同	29	53	720
合計		56	103	2,636

(2) 低コスト生産に必要な基盤等の整備

ア 周辺森林と集約化の促進

利用間伐事業の実施においては施業効率化に不可欠となる集約化\*<sup>13</sup>を図るため、森林経営計画を森林組合と共同で作成し、29箇所、720haの分収造林地において計画的な木材生産に取り組んでいます。

○集約化施業の状況

(単位：ha、%)

区 分		H24	H25	H26	H27	H28	計	比率
共同森林経営計画		547	561	611	564	64	2,347	
内 訳	三川公社造林地	240	144	195	103	38	720	
	三川公社以外の森林	307	417	416	461	26	1,627	
単独森林経営計画		1,281	112	289	48	186	1,916	
三川公社分計画策定面積		1,521	256	484	151	224	2,636	24.8
三川公社分計画策定済面積		1,521	1,777	2,261	2,412	2,636		
未策定面積		9,101	8,845	8,361	8,210	7,986	7,986	75.2
計		10,622	10,622	10,622	10,622	10,622	10,622	100

\*<sup>12</sup> 林班計画：森林法第11条に規定される森林経営計画の種類の一つで、林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であって、林班または隣接する複数林班内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすることが認定要件となっている。

\*<sup>13</sup> 集約化：個人が所有する小規模な森林を周囲の森林とともにとりまとめ施業の一体化を図ること。

イ 低コストな作業システムに必要な作業道等の整備

有利な定額補助制度を活用し、木材の搬出に必要となる作業道（機械作業路）の整備を進めました。

しかし、目標とする路網密度（52m/ha）には未だ達していないことから、今後も計画的に路網整備を進めていく必要があります。

○作業道（機械作業路）の状況

（単位：箇所、m）

区分	設置箇所	延長			
		循環利用林A	循環利用林B	その他	計
H24	8		4,908		4,908
H25	10	746	8,413		9,159
H26	12	927	10,910		11,837
H27	8	303	5,504		5,807
H28	7	1,339	1,429		2,768
計	45	3,315	31,164		34,479

ウ 山元土場、中間土場による木材流通の合理化

従来の市場販売から工場直送や山元土場<sup>\*14</sup>販売に取り組み、市場販売で必要となるはい積料<sup>\*15</sup>、市場手数料を低減しました。

今後も木材流通コストの削減を図るため、中間土場<sup>\*16</sup>から製材工場等への直送や、山元土場販売に取り組む必要があります。

○間伐材販売の状況

（単位：m<sup>3</sup>、千円）

区分	市場販売		システム販売 <sup>*17</sup>		その他		計	
	材積	金額	材積	金額	材積	金額	材積	金額
H24	757	8,219	751	9,593	1,650	9,595	3,158	27,407
H25	722	10,871	1,000	12,229	1,056	5,780	2,778	28,880
H26	820	9,882	601	7,265	1,068	6,654	2,489	23,801
H27	579	6,732	1,369	14,001	3,397	21,731	5,345	42,464
H28	741	8,623	656	8,260	4,869	37,590	6,266	54,473
計	3,619	44,327	4,377	51,348	12,040	81,351	20,036	177,025

エ 事業コストの縮減

三川公社の分収造林契約は三者契約のため、競争原理の導入は困難です。そのため、平成28年度から国の統一步掛<sup>\*18</sup>の活用と、森林公社の落札率を適用することを試み、コストの縮減（2百万円）を図りました。また、平成28年度から全事業地に

\*14 山元土場：木材生産地に設置した木材の集積地。

\*15 はい積料：出材された木材を出展者毎に需要者向けに仕分け山積みする作業に要する費用。

\*16 中間土場：木材生産地と市場までの幹に設置した木材の集積地。

\*17 システム販売：木材の需要者が希望する規格の原木、希望する数量を山元で生産し、入札や競りによらず決められた単価で取引を行なうもの。

\*18 歩掛：作業するに当たっての標準的に必要とする単位当たりの標準労務量や標準資材量。



列状間伐を試行し、集材コストを縮減（2百万円）しました。

事業コストを削減するために、森林公社の落札率の適用や列状間伐を本格的に導入する必要があります。

(3) C、D材を含めた利用可能材の生産拡大

ア 木質バイオマスの活用に向けた取り組み

バイオマス発電施設などへ燃料用材として出荷することにより、C、D材の生産拡大に努めました。

木質バイオマスの需要が高まっていることから、今後もC、D材の生産拡大に向けた取り組みを継続します。

○木質バイオマスの活用状況

(単位：m<sup>3</sup>、%)

区分	伐採材積	販売材積	利用率
H24	7,380	1,351	18
H25	7,062	942	13
H26	4,752	915	19
H27	15,781	3,047	19
H28	16,883	3,723	22
計	51,858	9,978	19

イ 未利用材の利用の取り組みの推進

C、D材の生産量を増加させることにより、間伐材の利用率向上に努めました。

特に、平成27年度から利用間伐の実施面積が増えたこと、また平成27年度は未利用間伐材利用促進対策加速化事業（平成27年度限りの国補助事業）を活用して、保育間伐事業地でも極力、間伐材を搬出したことにより、C、D材の販売量が増加しました。

しかし、C、D材の販売価格は、A、B材と比較して安価であることから、生産・流通コストの削減が課題となっています。

今後は、C、D材の造材歩掛り見直しによる生産コストの削減、また、伐採現地における直接販売による流通コストの削減に取り組む必要があります。

○間伐材の利用率

(単位：m<sup>3</sup>、%)

区分	伐採材積	販売材積	利用率
H24	7,380	3,158	43
H25	7,062	2,778	39
H26	4,752	2,489	52
H27	15,781	5,345	34
H28	16,883	6,266	37
計	51,858	20,036	39

○C、D材の販売状況

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	岐阜地区	西濃地区	中濃地区	東濃地区	飛騨地区	計
H24	—	—	—	—	1,351	1,351
H25	—	700	—	—	242	942
H26	—	117	—	—	798	915
H27	—	670	—	—	2,377	3,047
H28	—	1,064	261	—	2,398	3,723
計	—	2,551	261	—	7,166	9,978

(4) オフセット・クレジット\*<sup>19</sup> (J-VER制度) の導入

ア 民間資金の活用による公社経営の改善

カーボン・オフセットの推進に向け、国内における認証制度であるオフセット・クレジット (J-VER) 制度に取り組んでいます。このオフセット・クレジットを積極的に販売するため、ちゅうぶカーボン・オフセットEXPOに出展しPRを行いました。この結果、平成24年度から平成28年度までに、102t-CO<sub>2</sub>、1,089千円を販売することができました。

しかし、この5年間では発行した全量を販売することはできませんでした。

今後も企業等へのPRに努める必要があります。

○オフセット・クレジットの販売状況 (H24～28)

(単位：t-co<sub>2</sub>、千円)

区分	発行量	販売量	販売金額	発行残量
H24	13,093	15	157	13,078
H25	—	28	294	13,050
H26	—	18	194	13,032
H27	—	36	389	12,996
H28	—	5	54	12,991
計	13,093	102	1,089	

イ 企業へのPR、販売戦略の構築

平成24年度にJ-VER販売スキームを構築し、ホームページ上で販売案内を掲載し、以降、カーボン・オフセットEXPO等のマッチングイベントへ毎年参加するなど、PRに努めました。

今後もイベント等でのPRを継続するとともに、社員の自治体などの協力を得ながら企業へPRしていく必要があります。

ウ クレジット販売収益の活用

クレジットの販売によって得られた収益は、森林管理事業に有効活用しました。

\*<sup>19</sup> 日本国内でカーボン・オフセットの市場を流通させるために、環境省が認定するクレジット及びその制度。

## 4 今後の課題

主伐までは30年以上も要することから、利用間伐収入に頼らざるを得ない状況にあります。その木材価格も低下の傾向にあり（次ページ「1 m<sup>3</sup>当たりの木材価格の推移」のグラフ参照）、三川公社の分収造林事業は非常に厳しい環境にあります。

近年、利用間伐収入は増加傾向となっておりますが未だごく僅かであり、分収造林事業費、一般管理費及び多額の借入金の返済、その利息等の支出を賄うため、毎年新たな借入が必要となっており、借入残高も当面増加することが予想されることから、少しでも借入額を抑制する必要があります。

さらに、三川公社の分収造林地は奥地に所在し、所有者自らでは造林を行うことが困難なところを対象地としてきたため、基盤整備も不十分で効率的な林業経営を行う条件が必ずしも良いとはいえません。このことが、経営を大きく圧迫する要因となっており、三川公社自らの経営努力だけでは解決できない構造的な問題も抱えています。

以上に対応するための、経営対策、森林管理対策、木材生産対策の対策別の課題は、以下のとおりです。

### (1) 経営対策について

5カ年の三川公社経営計画において、今後利用間伐を増加させていく計画としていくこと、分収割合の変更や契約期間延長の契約変更事務を推進していくなど、業務量の増加が明らかである一方、数年内には定年退職者も生じてくることから、事業を確実に実施していくための組織体制づくりや、業務の一層の合理化を進める必要があります。

また、日本政策金融公庫と銀行への償還が三川公社の経営を圧迫している状況にあり、償還条件の変更などにより負担軽減を図ること、利用間伐推進資金が平成34年度に終了する予定であることから、これに代わる資金対策を検討していく必要があります。

さらに、借入金の返還に向けて木材収入等が確保できる仕組みを検討する必要があります。

分収造林事業は、きわめて長期にわたる事業であることから、中長期的な視点に立ち、的確な経営状況の把握に努める必要があります。

### (2) 森林管理対策について

三川公社の管理する分収造林面積は1万 ha を超え、土地所有者との契約件数も1,600件を超えるなど、多くの契約地を抱えています。これら契約地の森林情報を新たに整備した森林管理システムで的確に管理し、経営判断に活用する必要があります。

新たな森林整備区分に応じた整備方針により保育施業を実施し、更に生育状況に応じて事業の必要性を検討するなど、引き続き長伐期施業に向け知見の収集と無駄のない事業の実施を行っていく必要があります。

また、長伐期への契約更改を確実に行的っていくため、所在不明者の調査や境界明確化等、森林所有者情報の整備を継続して行的っていく必要があります。契約更改に反対している所有者について、契約期間が満了に近い契約地を優先して契約更改手続きを

進めていく必要があります。所有者不明で契約更改が行えない契約地については、分収林契約の変更における特例制度の活用を検討する必要があります。

更に、自然誘導林に区分している契約地の全体が広葉樹林化して不成績造林地となっている場合は、有用広葉樹が成林していることも考えられるため、不採算林かどうか契約期間満了前に現地調査して契約解除するか否か見極める必要があります。

ただし、契約解除には、借入金の償還や分筆・地上権抹消の経費負担等の課題があるため、財源の確保や支援制度の創設について県及び国に要望する必要があります。

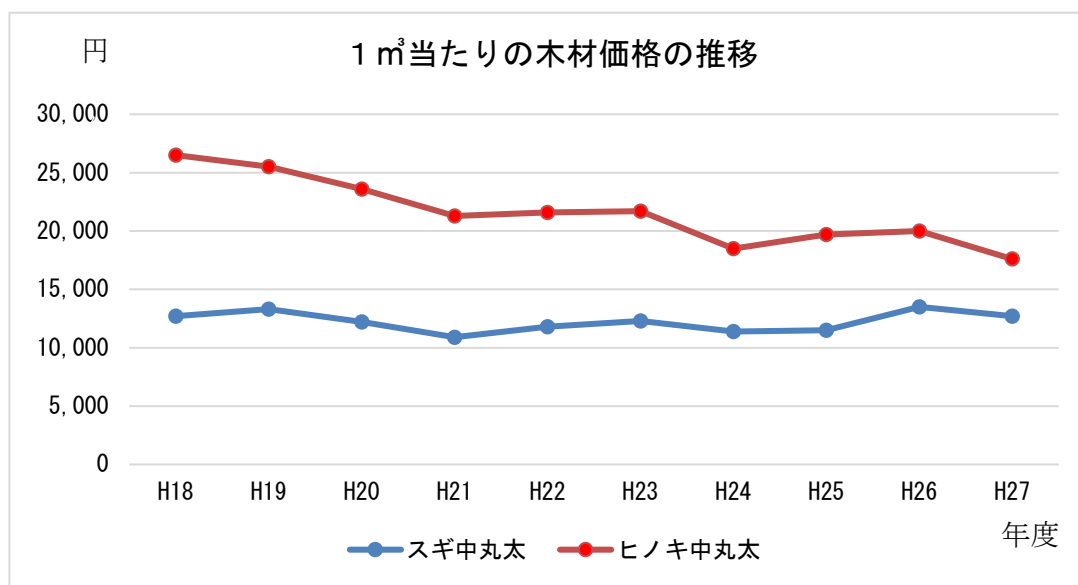
一方、三川公社の実施する分収造林事業は、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能を維持・発揮させる役割を担う公益性の高い事業であることから、県市民に三川公社事業についての理解を得るための普及啓発を行う必要があります。

### (3) 木材生産対策について

5カ年の三川公社経営計画による利用間伐事業や作業道整備の事業計画を確実に達成していくため、事業実施方法の検討や、収益を拡大させていくための低コストな木材生産方法、有利な販売方法の検討を、継続して実施していく必要があります。

また、間伐材の搬出材積量により実質補助率が低下する補助制度が適用される場合は、計画どおりの利用間伐収入が見込めなくなることがあります。このため、より有利な補助制度を活用できるよう国や県に要望していくとともに、利用間伐等に係る事業経費をさらに削減していく必要があります。

さらに、オフセット・クレジット（J-VER制度）のクレジット販売収益を利用間伐事業等に活用し、経営の改善を図る必要があります。



## IV 課題解決に向けた取組

### 1 経営対策

#### (1) 組織の見直し

##### ア 現状及び今後の課題対応に向けた組織体制の見直し

- ・分収割合及び契約期間延長の契約変更事務、利用間伐の増加などにより今後業務量が増加していく一方、数年内には中心となる職員の定年退職者が生じてくる状況の中、業務の水準を維持するために、アウトソーシングの実施等による組織体制の見直しを実施します。【新規】

#### (2) 管理・事業費の縮減

##### ア 競争原理を導入した契約による事業費の縮減

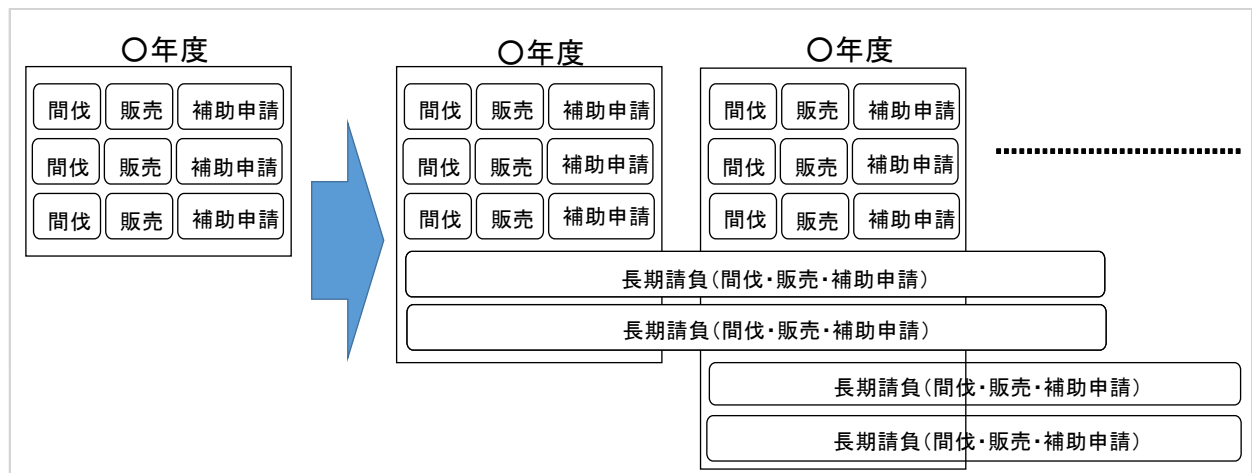
- ・分収契約地については、契約上造林者が事業を実施すべきですが、造林者が直接事業を実施することが困難な場合等については、造林者と協議のうえ、競争入札により事業実施者を決定することとし、事業費の縮減を図ります。【新規】  
なお、公社有林については、引き続き競争入札を実施します。【継続】
- ・造林者への事業委託契約額について、積算金額に森林公社の落札比率を乗じて決定するなど、実態に合わせた額とし、事業費の縮減を図ります。【新規】

##### イ 設計歩掛りの見直しによる事業費の縮減

- ・C、D材の造材歩掛りやトラック輸送費など、実態より高い積算となっている可能性がある項目について、設計歩掛りの見直しを検討します。【新規】

##### ウ 事業量の増加に対する管理費の縮減

- ・利用間伐の増加や、分収割合変更手続き事務など、今後増加する事務について、原則として現在の人員体制で実施できるよう、複数年の長期請負契約の導入等による事務量の縮減対策に取り組みます。【新規】



エ 現地研修の受け入れ等による森林整備の推進

- ・無償での森林整備が少しでも多く実施されるよう、県が行う現地研修や、ボランティア活動へ公社造林地を積極的に提供します。【新規】

(3) 国・県・公庫等による支援策の積極的な活用

ア 低利な融資制度の活用や、有利な補助事業の実施

- ・新たな借入金を最小限に抑制し債務に係る利子負担を軽減するため、事業資金の調達は無利子貸付資金をはじめ低利な日本政策金融公庫資金を有効に活用します。【継続】
- ・森林整備事業は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業など、公的支援策を最大限に活用した事業を計画し、適切な森林整備を進めるとともに、借入金の抑制を図ります。【継続】
- ・美しい森林共同整備岐阜県協議会から受託して実施する分収林契約適正化事業(国補助事業)を活用して、長伐期施業への契約更改事務及び契約適正化対象森林選定活動により分収造林地の調査をすすめ、事務経費の軽減を図ります。【継続】
- ・国及び日本政策金融公庫に対し、利用間伐推進資金の継続のほか、償還条件の変更(単年度償還金額の減額、償還期間の延長、償還時期の延期等)や条件の良い資金への借り換えなど新たな支援策の創設を要請します。併せて、三県一市へも必要な支援の継続を要請します。【一部新規】
- ・利用間伐推進資金が継続されなかった場合、あるいは日本政策金融公庫と比べ、利率や償還期限など有利な貸付条件となる場合には、市中金融機関への借り換えを検討します。【新規】
- ・国及び県に対し、予算確保と有利な造林補助金の増額配分について要望を行い、増額等があれば柔軟に予算対応を行います。【新規】

(4) 分収割合の見直し

ア 分収割合の変更の推進

- ・平成 27 年度より分収割合の変更を進めているところですが、未だ変更契約ができていない箇所について、森林所有者への説明を継続し、できる限り早期に 100%の変更を目指します。【継続】

イ 分収交付金算定方法の見直し

- ・利用間伐の分収交付金算出にあたり、調査費も含め事業に要する経費を差し引いて交付することにより、公社の負担を軽減します。【継続】

分収交付金の算出方法

(分収交付金)

$$= ( \text{木材販売収入} + \text{補助金収入} ) - ( \text{事業費} ) - ( \text{作業道開設・補修費} ) - ( \text{調査費} ) \\ \times \text{分収割合}$$

(5) 経営状況の実態把握

ア 長期収支の試算の見直し

- ・木材価格や金利、造材歩留まり等の変動は長期的な収支の見込みを大きく変動させる要因となることから、それら要因が大きく変化した場合には、長期収支の試算を見直します。【継続】

イ 中期的な財務動向の把握

- ・長期収支試算の見直しに併せて、今後5年間の収支計算書を作成し、中期的な見通しの把握に努めていきます。【継続】

## 2 森林管理対策

### (1) 森林の生育状況に応じた保育施業の実施

#### ア 新たな森林整備区分による保育施業の実施

- ・分収林契約適正化事業を活用して現地調査を実施し見直しを行った森林整備区分及び施業基準により、また岐阜県が進める 100 年先の森林づくり計画の趣旨との整合も図りながら保育施業を実施します。更に、生育状況に応じて、間伐の間隔を長くするなど、より効率的な事業の実施と適切な維持管理を行います。【新規】
- ・航空写真調査や図上検討により抽出した自然誘導林について、契約期間満了前に現地調査を行い、木材搬出の可否を判断していきます。その結果、不採算林となった森林については、森林所有者と協議の上、当該部分の契約解除（部分解除）を進めます。ただし、契約解除には、借入金の償還や分筆・地上権抹消の経費負担等の課題があるため、財源確保や支援制度の創設について国及び県へ要望します。【継続】

### (2) 契約地ごとの森林の情報管理

#### ア 森林管理システムを活用した効率的な管理の実施

- ・平成 28 年度に整備した森林管理システムを活用し、分収林の契約地毎の情報を一括して管理することにより、各種の事務処理の効率化と確実な情報の更新を行い、施業地カルテの精度の向上を図るとともに、契約地毎の長期収支の把握や木材の生産販売などの経営判断にも活用します。【新規】

#### イ 森林所有者情報の整備

- ・必要な保育施業の実施や契約期間延長や分収割合変更の手続きを進めるため、所在不明者の調査や、集合契約で個人ごとの土地所有界が不明確な箇所の境界明確化など情報の整備を行います。【一部新規】

### (3) 長伐期施業管理体制の確立

#### ア 長伐期施業への契約更改の計画的な実施

- ・分収造林契約の契約期間を延長する契約更改について、契約期間が満了に近い未更改箇所の交渉、所在不明者の調査等を継続し分収林契約の変更における特例制度の活用を視野に入れ、できる限り早期に 100%の契約更改を目指します。【継続】

#### イ 長伐期非皆伐施業の施業方法の確立へ向けた調査の実施

- ・長伐期非皆伐施業の施業方法を確立するため、先進事例の調査等を行って知見の収集に努め、施業体系の検証を継続します。【継続】



(4) 公社事業の県市民へのPR

ア イベントへの出展によるPR

- ・三川公社の目的、役割、事業などについて、県市民の理解を得るため、イベント等の実施、出展を通して普及啓発を行います。【継続】

### 3 木材生産対策

#### (1) 計画的な木材生産に必要な体制の整備

##### ア 人材の育成と組織体制の整備

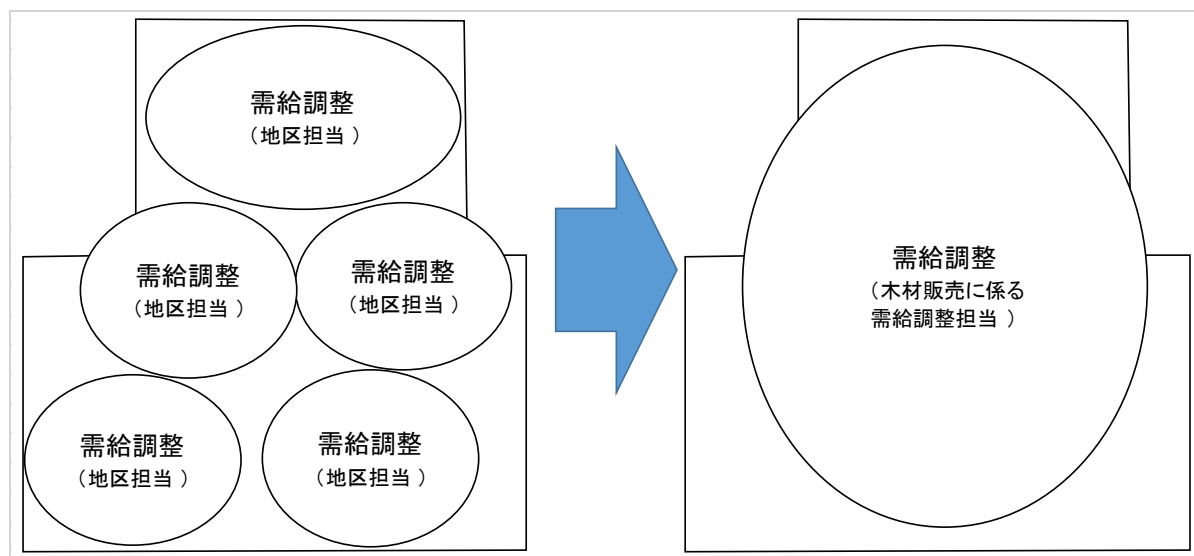
- ・森林・林業に関する高度で専門的な知識を有する人材を育成するため、国等が実施する研修に職員を派遣し、国家資格である森林総合監理士の登録を目指します。森林経営や木材の生産販売等に関する知識及び技術を習得するため、岐阜県が実施する施業プランナー研修や、造材・仕分け・販売方法などの研修受講等により、公社職員の能力向上を図り、岐阜県が認定する上級森林経営プランナーを育成します。【継続】

##### ○人材育成目標

(単位:人)

区 分	H28末時点	H29	H30	H31	H32	H33	計
森林総合監理士	0	—	1	—	1	—	2
上級森林経営プランナー	0	1	—	1	—	—	2

- ・森林公社と連携して、県下全域にわたり原木市場情報や製材工場等の木材需要情報等を一元的に取り扱う需給調整の責任者を配置して、地区ごとに需給調整している現状を改善し、計画的な木材生産及び、有利販売を進めるための体制を整備します。【新規】



#### (2) 低コスト生産に必要な基盤等の整備

##### ア 周辺森林との集約化の促進

- ・三川公社造林地及び公社有林は属人計画の森林経営計画を作成しましたが、周辺の森林所有者等が森林経営計画を樹立する際には、共同計画を検討し、効率的な木材生産を進めます。【一部新規】

イ 低コスト作業システムに必要な作業道等の整備

- ・高性能林業機械の特性を組み合わせた作業システムが展開可能な作業道、作業を行う作業ポイント、待避所、山元土場の整備を進め、作業の効率化を図ります。また、作業道の開設は、必要最小限の開設とし、災害に強く低コストで安全な道づくりに努め、補修費の抑制に取り組みます。
- ・緩斜面ではフォワーダ、グラップル及びプロセッサの組み合わせによる車輛系システムを導入するため、路網密度を高め、これまでと同様に路網密度の目標を150～200m/haとします。また、斜面勾配が概ね30度を超える事業地ではタワーヤーダ（スイングヤーダ）とグラップル及びプロセッサの組み合わせによる架線系システムが展開できるよう、これまでと同様に路網密度の目標を40～60m/haとします。【継続】

○作業道開設計画

(単位：m)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33	計
作業道の開設延長	5,732	7,660	7,700	7,700	7,700	7,700	38,460

ウ 効率的な木材生産

- ・利用間伐の実施方法は原則として列状間伐とし、併せて現場ごとに最適な作業システムを採用することにより、効率的な木材生産を行います。【一部新規】

○利用間伐による木材生産費目標

(単位：円/m<sup>3</sup>、m<sup>3</sup>/ha)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33
利用間伐による1m <sup>3</sup> 当たりの木材生産費	15,075	14,600	14,400	14,200	14,000	13,800
利用間伐による1ha当たりの木材生産量	28	28	29	30	31	32

エ 流通コストの削減

- ・材の運搬は中間土場から製材工場等への直送を原則とし、ロットを大きくすることによる流通コストの削減に向けた取組を継続します。三川公社単独で中間土場を確保することが困難な場合は、周辺事業者と中間土場の共用も検討します。【継続】

○利用間伐による販売経費目標

(単位：円/m<sup>3</sup>)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33
利用間伐による1m <sup>3</sup> 当たりの販売経費※	3,105	3,073	3,042	3,012	2,982	2,952

※積込料、運搬費、はい積料、手数料の合計

(3) 木材生産量と販売収益の増加

ア 三川公社経営計画の確実な達成

- ・経営改善計画に基づき、生産量の拡大と収益の確保を図ります。【新規】
- ・利用間伐等計画量の増加に対応した造林補助金の優先的配分を、国・県に対して要望していきます。【新規】
- ・毎年、春先に実施している利用間伐実施個所の現地調査の一部を前年度に実施し、4～5月の閑散期にも事業を発注・承認することで、年間事業量の平準化を図り、事業量が増加しても事業が円滑に行われるようにします。【新規】

○ 利用間伐実施面積、販売材積目標

(単位：h a、m<sup>3</sup>)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33	計
利用間伐実施面積	228	309	324	348	372	396	1,749
販売材積	6,266	8,600	9,300	10,400	11,500	12,600	52,400

イ 販売方法の見直しによる収益の増加

- ・中間土場における素材のシステム販売や、C、D材については伐採現地における直接販売など新たな販売方法を検討・試行し、木質バイオマスとしての有効活用と収益の増加に繋がります。【新規】
- ・木材販売エリア、木材販売ルートの検討範囲を拡大したうえで、詳細な需要調査の実施、流通業者との連携、過去の販売実績の整理・分析に加え、販売委託先からも納入先の案を複数提案させる等により木材販売先の精査や価格交渉を行います。【一部新規】
- ・木材販売先の流通担当者に現場で指導を受けるなど、有利な採材を工夫し、収益を増加させます。【新規】
- ・木材販売収益を拡大させるため、間伐材のブランド化など新たな事業展開に向け、社員自治体（13 区市町）と連携しながら調査事業の導入について、検討します。【新規】

○利用間伐による木材販売単価目標

(単位：円/m<sup>3</sup>)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33
利用間伐による1 m <sup>3</sup> 当たりの木材販売単価	8,694	8,780	8,867	8,954	9,041	9,128

○利用間伐による収益目標

(単位：千円/h a)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33
利用間伐による1 h a 当たりの収益	64	86	86	97	107	116

(4) オフセット・クレジット（J－VER制度）の推進

ア 企業へのPR、販売戦略の構築

- ・現在取り組んでいるオフセット・クレジット（J－VER）制度について、認証されたクレジットを企業にできるだけ多く販売していくため、企業とのマッチングイベントの参加や、社員の自治体が実施するイベントに参加してPRします。

【継続】

- ・クレジットの販売収益を活用し、利用間伐、作業道等の開設を進め経営の改善を図ります。【継続】

## V 進捗管理

### (1) 経営改善計画検証委員会\*20による進捗管理

- ・この経営改善計画については、経営改善計画検証委員会を毎年開催し、進捗状況を検証します。
- ・検証委員会における検証、評価結果や、情勢の変化等に対応し、必要に応じ経営改善計画の見直しを図ります。

---

\*20 経営改善計画検証委員会：検証委員会は、岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社が策定した「経営改善計画」（アクションプラン）の進捗管理を行うことを目的として設置されています。

委員会は、岐阜県森林公社の事務局長、事務局次長、各課長及び高山出張所長並びに木曾三川水源造成公社の課長の職にある者で組織しています。